

小矢部市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 31,303	千円 14,045,847	千円 355,714	千円 1,943,372	% 13.8	% 12.6

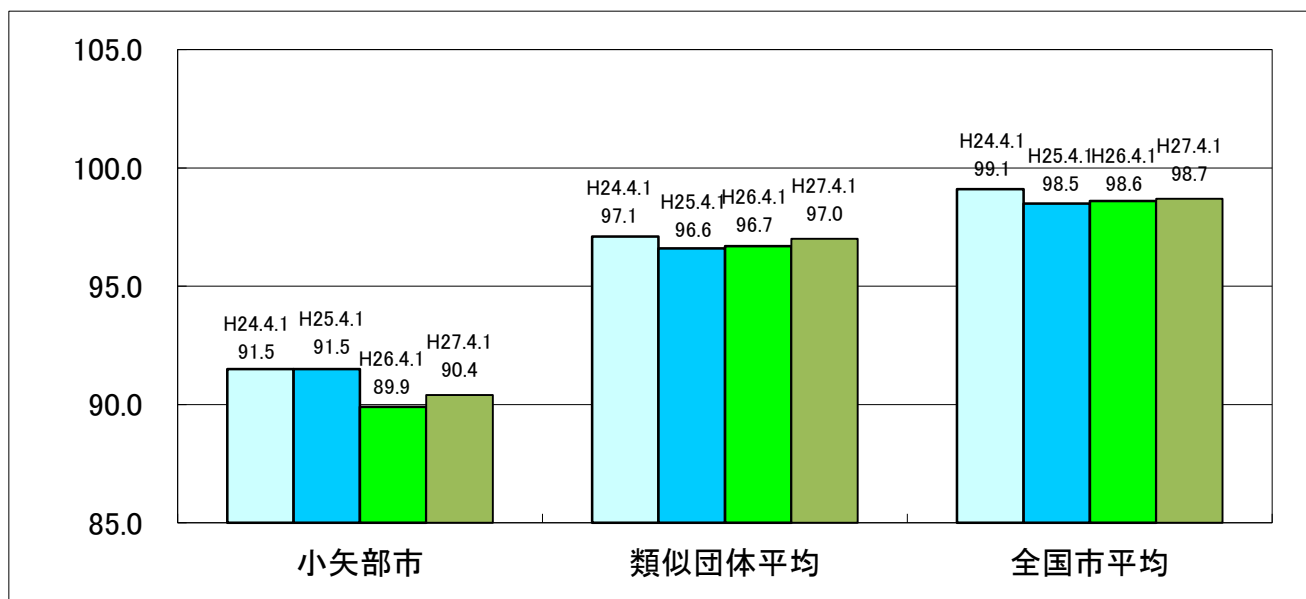
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 228	千円 863,605	千円 123,177	千円 297,768	千円 1,284,550

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,634	千円 5,785

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、記載なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）

国の俸給表に準じて50歳代の職員の給与月額を最大4%引下げ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小矢部市	43.7歳	313,750円	376,217円	338,870円
富山県	44.3歳	340,000円	419,300円	367,359円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.5歳	319,751円	378,183円	345,434円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
小矢部市	54.3歳	6人	295,950円	300,233円	297,033円
うち用務員	55.1歳	1人	309,900円	320,800円	316,400円
富山県	55.8歳	70人	340,400円	380,000円	354,780円
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円
類似団体	49.8歳	20人	313,072円	339,548円	325,649円

区分	民間			参考 A / B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給料月額(B)	
小矢部市	—	—	—	—
うち用務員	用務員 (全国)	54.6歳	200,300円	1.60

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
小矢部市	—	—	—
うち用務員	5,188,100円	2,774,400	1.87

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		小矢部市	富山県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	180,800円	174,200円
	高校卒	142,100円	146,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	—	139,500円	—
	中学卒	—	131,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

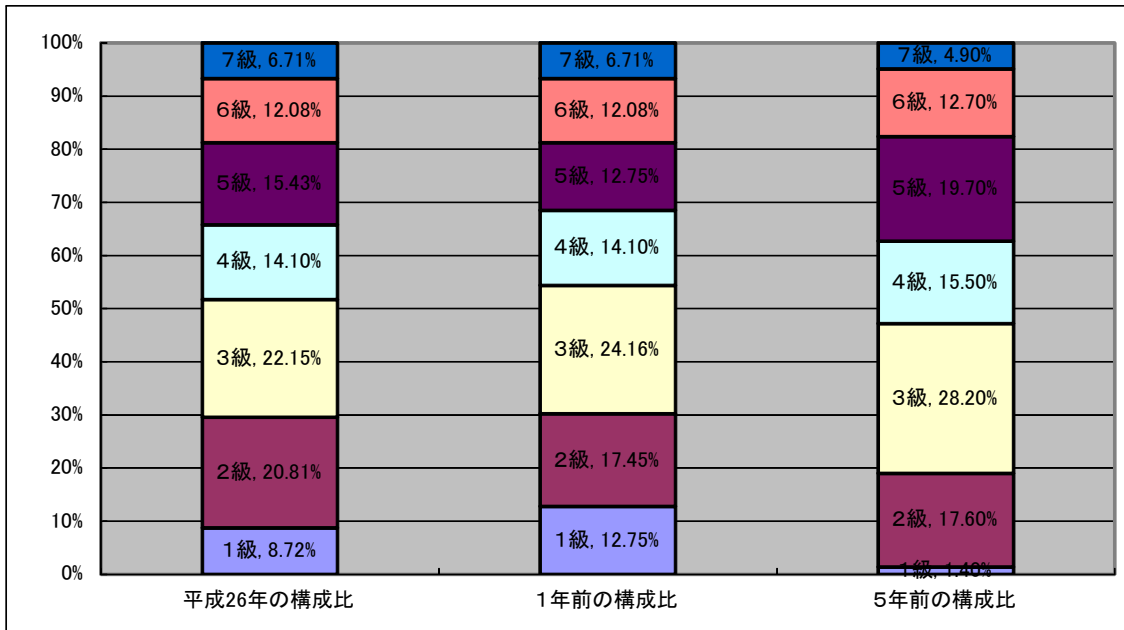
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,300円	361,900円	386,900円	402,500円
	高校卒	—円	221,800円	—円	332,400円
技能労務職	高校卒	—円	—円	288,600円	302,700円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師	19人	12.6%	137,600円	244,900円
2級	主事・技師	22人	14.5%	187,700円	301,900円
3級	主任	37人	24.5%	223,900円	347,700円
4級	主査	19人	12.6%	258,300円	378,700円
5級	課長補佐	25人	16.6%	285,000円	390,700円
6級	課長	18人	11.9%	315,800円	407,900円
7級	部長・次長	11人	7.3%	360,100円	442,600円

- (注) 1 小矢部市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 9 級制から 7 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況
人事評価を試行中。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況
人事評価の環境整備の後、導入を検討。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

小 矢 部 市	富 山 県	国
1 人当たり平均支給額 (26年度) 1, 4 2 3 千円	1 人当たり平均支給額 (26年度) 1, 4 7 4 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1	勤務成績の評定の実施状況 人事評価を試行中。
2	勤勉手当への勤務成績の反映状況 人事評価制度の導入までは一律に決定しており、特段の理由がない限り 成績率に差を設けていない。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

小 矢 部 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
定年・勸奨	23,585千円		定年・勸奨	23,585千円	
自己都合その他	417千円		自己都合その他	417千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	261千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	7,909円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	14.5%		
手当の種類（手当数）	6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	税務課職員等	市税等の徴収・滞納処分業務	日額 200円
伝染病作業手当	生活環境課職員	伝染病の防疫作業等	日額 500円
行旅死病人業務手当	社会福祉事務所職員	①行旅死亡人取扱い業務 ②行旅病人の救護業務	① 1件 2,000円 ② 1件 1,000円
社会福祉業務手当	社会福祉事務所職員	生活保護者の面接、調査等	日額 200円
牧野作業手当	稲葉山牧野職員	牧野作業従事	月額 4,000円
用地交渉手当	建設課職員等	用地取得等交渉業務	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	63,123 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	383 千円
支給実績（24年度決算）	52,955 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	317 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円） ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		16,888 千円	216,510 円
住居手当	借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円＋（家賃－23,000円）/2 （最高限度額27,000円）	同じ		4,857 千円	255,658 円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～31,600円	異なる	(2)距離段階区分が異なる	11,425 千円	58,290 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて22,000円～66,400円を支給	異なる	職区分と金額が異なる	31,454 千円	443,018 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急時（週休日等）に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000～8,000円 6時間超 6,000～12,000円	異なる	金額が異なる	463 千円	11,293 円
休日勤務手当	休日に勤務したときに支給	同じ		1,434千円	18,865円
宿日直手当	①本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の収受、庁内の監視 4,200円/回 （勤務時間5時間以内は2,100円/回） ②稲葉山牧野の牛の飼育のための勤務 5,100円/回 （勤務時間5時間以内は2,550円/回）	同じ		1,364千円	272,700円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	830,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円 / 259,000円
	副 市 長	710,000円	816,000円 / 325,000円
報 酬	議 長	445,000円	545,000円 / 230,000円
	副 議 長	390,000円	474,000円 / 200,000円
	議 員	360,000円	442,000円 / 180,000円
期 末 手 当	市 長	(26年度支給割合) 3.10 月分	
	副 市 長	(26年度支給割合) 3.10 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×500/100×在職年数÷12 16,600千円 任期毎	
	副 市 長	給料月額×280/100×在職年数÷12 7,952千円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

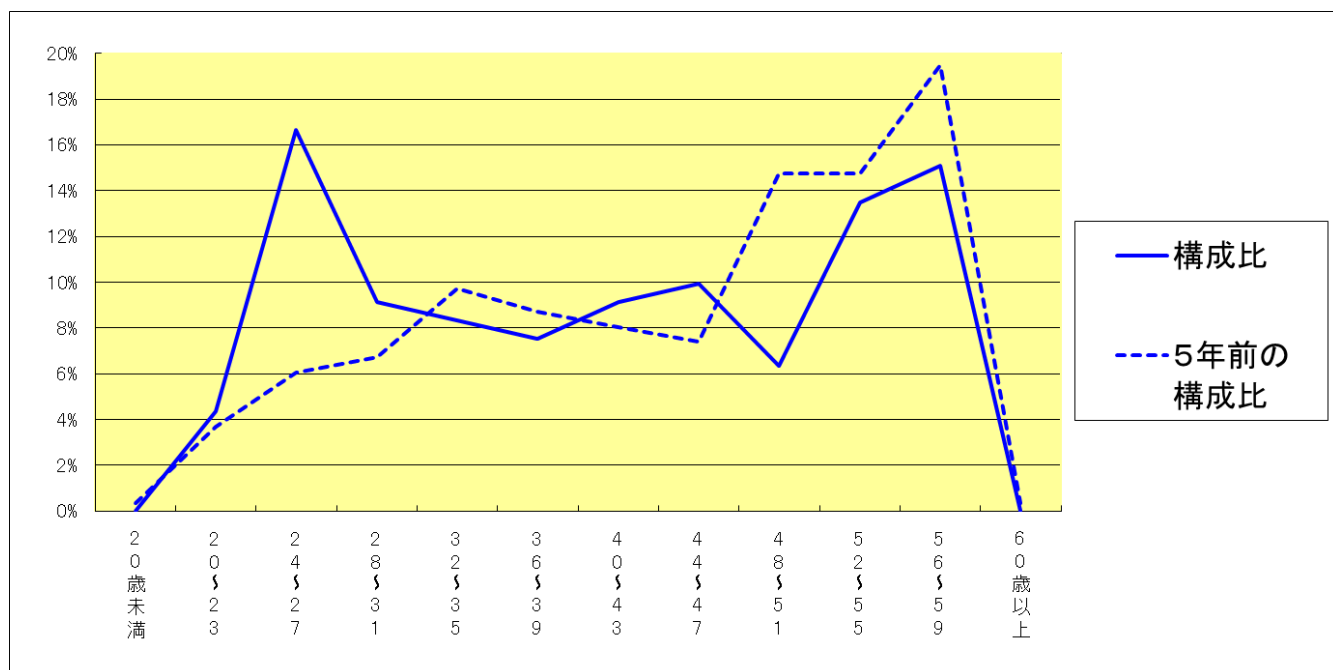
(各年4月1日現在)

			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成26年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	△ 1	事務の統廃合縮小
		総 務	5 1	5 2		
		税 務	1 4	1 4	1	事業量の増 アウトレット対策
		労 働	1	1		
		農 林 水 産	1 7	1 6	1	こども関連事業の拡大
商 工 木		1 3	1 2			
土 木		1 4	1 4	1	保健師欠員	
民 生		7 9	7 8			
衛 生	1 5	1 4	1			
	小 計	2 0 9	2 0 6	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.77人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 72.05人)	
	教育部門	2 2	2 3	△ 1	事務量見直し、退職者不補充	
	消防部門	0	0			
	小 計	2 3 1	2 2 9	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.79人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.47人)	
公 営 会 計 部 門 等	水 道	7	7			
	下 水 道	6	6			
	そ の 他	8	8			
	小 計	2 1	2 1			
合 計			2 5 2 [2 5 4]	2 5 0 [2 5 4]	2 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 80.50人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	42人	23人	21人	19人	23人	25人	16人	34人	38人	0人	252人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		211	206	205	205	206	209	△2 (△ 0.9%)
教育		29	27	26	25	23	22	△7 (△24.1%)
消防		38	0	0	0	0	0	△38 (△100%)
普通会計計		278	233	231	230	229	231	△47 (△16.9%)
公営企業等会計計		21	21	21	21	21	21	0 (0%)
総合計		299	254	252	251	250	252	△47 (△18.7%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 570,718	千円 53,089	千円 33,405	% 6.0	% 6.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 7	千円 25,948	千円 5,301	千円 9,732	千円 40,981	千円 5,854	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小矢部市	40.3 歳	309,315 円	490,795 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小矢部市 (水道事業)	小矢部市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,390千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,423千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

小矢部市（水道事業）			小矢部市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
定年・勸奨	該当無し		定年・勸奨	23,585千円	
自己都合その他	該当無し		自己都合その他	417千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）			1.0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			3,333円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）			42.9%	
手当の種類（手当数）			2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （26年度決算）	左記職員に対する支給 単価
塩素取扱手当	水道職員	塩素取扱い業務に従事	0千円	日額 250円
業務手当	水道職員	滞納使用料等の徴収	1.0千円	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	2,717千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	388千円
支給実績（25年度決算）	2,601千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	433千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (26年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円(職員に配偶者が ない場合は、そのうち1人について11,000円) ②満16歳年度初めから満22歳年度末ま での間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ		960千円	240,000円
住居手当	借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円)	同じ		324千円	324,000円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円~31,600円	異なる	(2)距離 段階区分 が異なる	211千円	42,240円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職 の区分に応じて22,000円~66,400円を支給	異なる	職区分と 金額が異 なる	880千円	439,800円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急 の必要等により週休日等に勤務した場合に 支給 6時間以下 4,000~8,000円 6時間超 6,000~12,000円	異なる	金額が異 なる	10千円	10,000円
休日勤務 手当	休日に勤務した場合に支給	同じ		162千円	40,439円